

パブリックコメントの実施結果について

（仮称）江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準条例ほか2条例の市民意見募集の結果と 市の考え方について

（市民意見募集期間：平成26年6月10日から平成26年7月9日まで）

平成26年7月

江別市健康福祉部子育て支援室

市民意見募集の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	平成26年6月10日（火） から 平成26年7月9日（水） まで
提出者数	1名
提出件数	2件

■意見の反映状況

区分	内 容	件 数
A	意見を受けて案に反映したもの	
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	2
D	案に反映しなかったもの	
E	その他の意見	
合 計		2

■いただいたご意見の内容等（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

○（仮称）江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例

連番	意見の内容	区分	市の考え方
1	<p>保育園の定員の関係ですぐ夏には空きがなくなり、4月入所を待つ状況が多い。そのため、1年しか産休のとれない人が年度途中で預ける場所がないというのが現状なので、とにかく定員を増やしてほしい。</p> <p>それに伴い、小規模保育事業を促進しても現実受け入れる器はないと思われ、安全面でも不安です。</p> <p>ゆえに、現状の保育園を拡大させて、幼稚園との連携で認定保育の充実を図り、現状の幼稚園の延長時間も更に保育園並みに伸ばして対応すれば良いと思う。</p>	C	<p>家庭的保育事業等は、児童福祉法において市の認可事業として位置づけられる事業であり、新たに制定する条例において設備、人員配置数のほか運営に関する基準を定めることにより認可保育所と同等の水準の保育の質を担保した上で、0歳から2歳の子どもの保育の受け皿を確保することを目的としています。</p> <p>例えば、小規模保育事業A型、B型の人員配置基準を保育所の認可基準に基づく配置基準の人数に1名追加するなど、手厚い基準を満たした事業者を認可することとしており、安心して利用できる保育所の開設につながるものと考えております。</p>

○（仮称）江別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例

連番	意見の内容	区分	市の考え方
2	<p>学童については、近くの小学校にない、学童が遠いなどの小学校が江別には多数あり、引っ越す人もいます。（郊外に引っ越すひと）また、各学童共に定員が少ないため、今後更に不足するでしょう。</p> <p>小学生1年、2年生の子が遠く歩くのは危険です。交通安全面からも小学校の敷地内で使わなくなったクラス教室などを利用して、学童保育を受けられる体制を早急に整えてほしいです。（どの小学校でも） よろしく申し上げます。</p>	C	<p>市内の放課後児童クラブにつきましては、児童の通いの負担を軽減すべく、現在市街地のすべての学区に配置されておりますが、いただきました放課後児童クラブの定員、施設整備についての貴重なご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>